

令和5年11月14日
子ども・若者部
教育委員会事務局

新BOP学童クラブにおける長期休暇期間中のデリバリー弁当の実施状況について

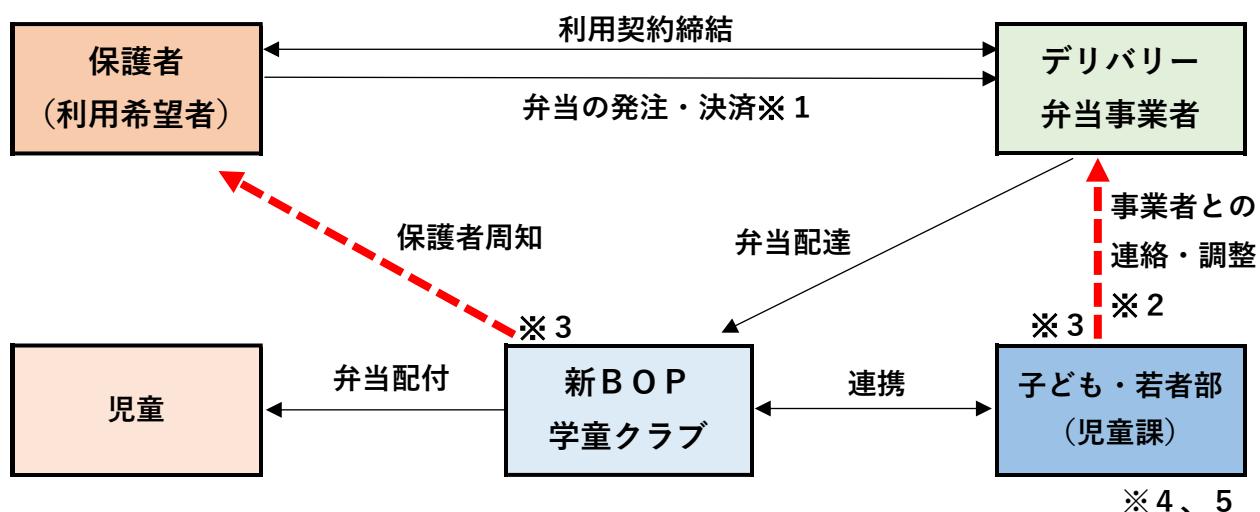
1 主旨

新BOP学童クラブでは、小学校の長期休暇期間中の昼食は児童が弁当を持参することを原則としているが、令和3年度の冬休みから、一部の新BOP学童クラブにおいて、保護者が主体となり、民間のデリバリー弁当事業者（以下、「事業者」と言う。）を活用した昼食提供の取組みを開始した。

当該取組みは他の新BOP学童クラブにも広がり、令和5年度の冬休みには15校で実施を予定している。この間、保護者の負担軽減や新規導入の円滑化等の観点から、区が事業者を公募で選定するなど、区のサポートを拡充しながら進めてきており、この実施状況について報告する。

2 実施概要

(1) 主な実施の流れ（令和5年度の冬休み以降、区が選定した事業者を利用する場合）



- ※1 デリバリー弁当の利用を希望する保護者が、WEBで弁当の発注、クレジット決済を行う（1食600円程度）。
- ※2 令和5年度の冬休みから、区が事業者との連絡・調整を行う形に変更（同夏休みまでには、新BOPごとに保護者の代表が実施）
- ※3 令和5年度冬休みからの流れを で表示
- ※4 利用可能日は、長期休暇期間中の月曜日から金曜日まで
- ※5 上記の流れは標準的なもので、新BOPによって運用が異なる場合がある。

(2) これまでの取組み

① 実施か所数

保護者から本取組みの導入要望を受けた新BOPで、順次導入を進めている。

年度	長期休暇	実施数
令和3年度	冬休み	1か所
	春休み	
令和4年度	夏休み	4か所
	冬休み	
令和5年度	春休み	7か所
	夏休み	
	冬休み	15か所（予定）※

※15か所の内、区選定事業者の利用が11か所（若林、三宿、多聞、上北沢、池之上、中丸、玉川、八幡、砧、芦花、千歳台）、その他事業者の利用が4か所（代田、松丘、烏山、下北沢）を予定。今後の調整状況により実施数が変更となる場合がある。

② 区による事業者選定の実施

保護者の負担軽減や新規導入の円滑化等の観点から、これまで新BOPごとに保護者が行っていた、本サービスの利用に係る事業者との連絡・調整を区がまとめて行うこと等を目的に、令和5年9月に公募型プロポーザルにより、以下の事業者を選定した。

令和5年度の冬休みの実施に向け、区と事業者で調整を行い、本取組みの推進にかかる検討やデリバリー弁当による昼食の提供体制の確保を進めていく。

ただし、保護者が区の選定事業者以外の事業者の利用を希望する場合は、従来どおり、保護者が任意の事業者と調整する形での利用を可能とする。

選定事業者	株式会社R E T R Y（リトライ） (東京都中央区日本橋小網町19-8 IW日本橋ビル5階) ※当該事業者は「シャショクラブ」という名称で、企業や学童クラブ等を対象とした配食事業を実施している。
-------	---

3 今後の取組み

区の選定事業者が配達体制を確保するのに一定の時間を要すること、また各新BOPによって登録児童数、施設構造等に相違があることから、当面は引き続き保護者からの要望に基づき、実施可能な準備が整った新BOPから順次導入していくことを基本としつつ、状況を見ながら積極的な拡大も視野に、取組みを進めていく。

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年11月下旬～ 区選定事業者を利用する新BOP学童クラブ（11か所を予定）の保護者へ冬休みの利用について周知

令和5年度冬休み
以降 新BOP学童クラブ15か所でデリバリー弁当による昼食提供実施
次の春休みに向け、保護者からの要望等を踏まえ、新規導入か所の検討